

# 特集

## 今、改めて少子化を考える

未婚化、晩婚化、出生数の減少などによる少子高齢化の進行が、今、日本で大きな社会問題化しつつあります。少子化による人口減少、全世代に占める若年層比率の低下は、経済や地域活力に影響を与え、年金、健康保険制度の将来の運用にも影を落としています。今回の特集では、喫緊の課題として少子化問題をテーマとして取り上げました。有識者に、少子化がもたらす日本社会の構造変化、国力や地方都市への影響、海外事例もまじえて解説していただき、あわせて独自の少子化対策に取り組む都市の事例を紹介します。

寄稿 1

子ども手当は少子化対策の切り札になるか  
～100万人の待機児童解消で保育は成長産業～  
社会保障審議会少子化対策特別部会長代理、東北福祉大学教授 岩淵勝好

寄稿 2

日本の少子化対策の現状と課題  
—フランスの家族政策からの提言—  
日本大学法学部教授 神尾真知子

寄稿 3

遊びを通して子どもをはぐくむ  
子どもの視点から見た子育て支援  
東根市長 土田正剛

寄稿 4

少子化対策としてのファミリーサポートセンター事業  
檀原市長 森下 豊

# 子ども手当は少子化対策の切り札になるか 〜100万人の待機児童解消で保育は成長産業〜

社会保障審議会少子化対策特別部会長代理、東北福祉大学教授 岩淵勝好



## はじめに

本年の出生数が大幅に減少している。大不況による就職難と団塊ジュニア世代の「アラフォー化」が原因で、今後の見通しは厳しい。土壇場に追い込まれた少子化問題を解決する政策はあるのか。民主党政権が導入する高額の子ども手当は起死回生の切り札になるのか。これらの点を中心に論を進めたい。

## 50年ごとに生産年齢人口が半減していく

前年の合計特殊出生率は1・37。平成17年の1・26をボトムに3年連続上昇し、少子化に歯止めがかかったという希望的観測もある。しかし本年前半の出生数(速報)は前年同期より約1万1000人減少した。景気の悪化による雇用不安だけでなく、団塊ジュニア世代(昭和46〜49年生まれ)が30代後半に達し出産適齢期人口が減少しているため、たとえ出生率が上昇しても出生数は減少する「あり地獄」に陥っている。

必要だ。

配偶者・扶養控除の廃止で子どものいない専業主婦世帯の負担は増えるが、パート主婦が年末になると仕事を止める「130万円の壁」を打破する狙いもある。働き方のゆがみと年金・保険の空洞化を是正し、子どものいない

世帯を含め育児の社会化が進む。

また、多くの先進諸国に倣って所得制限を廃止すると公約したが、一般国民はもとより連立与党の社民党や国民新党からも異論が出た。現行の児童手当で給付ゼロだった高所得者が最も恩恵を受けるため、「金持ち優遇」の批判がある。事務コストを廃する意味もあるが、国民の理解は進んでいない。

さらに、子ども一人の手当額が均一で、少子化対策の効果が大幅に減殺されてしまう。出生率回復に成功した先進国は多子家庭の手当を加算している(表1)。出産奨励策の印象を薄めるより、費用対効果を重視すべきだ。第1子2万円、第2子3万円、第3子以降3・5万円が適切だ。

## 潜在待機児童100万人の解消が焦眉の急

都市部の子育て家庭にとって焦眉の急は保育所の待機児童解消である。大不況による所得減と雇用不安から入所希望が急増し、待機児童は表面化しただけで2万人を超え、地方都市も増加している(表2)。

民主党はマニフェストで、①小・中学校の余裕教室・廃校を利用した認可保育所分園を増設する②「保育ママ」の増員、認可保育所の増設を進める③「子ども家庭省(仮称)」の設置を検討する―と公約した。厚生労働省と文部科学省のタテ割り行政を一本化し、質の高い保育環境を整備するという。しかし、待機児童の多い地域は余裕教室が少なく、子ども手

## 先進国並みの手当で立ち遅れを取り戻せ

民主党はマニフェストの目玉として月額2万6000円(初年度半額)の子ども手当と公立高校の実質無償化(私立にも助成)を公約した。所要財源は子ども手当が年間5兆3000億円、高校無償化0・5兆円。財源の一部として配偶者控除と扶養控除を廃止して2・7兆円を捻出するという「チルドレン・ファースト」の考え方と経済的支援は高く評価できる。

子ども手当は先進諸国の経済的支援(表1)と比べても遜色がない。ドイツは第3子まで約2・3万円、第4子以降約2・7万円、学生には26歳まで支給し税制の控除も付く。フランスは第2子約1・8万円、第3子以降約2・3万円のほか10数種類の手当や税制の優遇がある。

日本の子ども手当が高額過ぎるという批判は当たらない。これまで冷遇して出生率が最低クラスなので回復には「未来への投資」が当に巨額の国費を取られるので認可保育所の大幅増は難しい。現行児童手当の企業負担分を振り向けるというが、財政難に苦しむ市町村は増設に消極的だ。

厚労省は潜在的な待機児童100万人に保育サービスを提供する新待機児童ゼロ作戦を打ち出し、社会保障審議会に少子化対策特別部会(大日向雅美部会長)を設置して新規参入を促す保育制度改革を検討している。

本年2月の第一次報告は措置制度から契約制度への移行を打ち出した。現行制度は市町村が「保育の実施義務」を負い、保育の必要性・量(時間)、受け入れ先の保育所決定を一体的に判断し決定している。ところが、保育所が足りない場合は認可外保育施設を紹介すれば済む例外規定があるため、市町村・都道府県が保育所運営費負担増や将来の児童数減少を懸念し、基準をクリアした施設も認可しないケースが少なくない。

新制度案の骨格は、①市町村が保育の必要性・量、母子家庭や虐待された子どもなどの優先度を判断し、認定証明書を交付して公的保育の利用を保障する、②利用者は保育所と公的保育契約を結ぶ、③基準を満たす施設は例外なく認可し、認可外からの移行にも一定期間の経過的財政支援を行う。

## 高位推計以上の子どもを産める社会に

市町村や都道府県の財源難は深刻だ。小泉政権の三位一体改革(平成16年度)で公立保

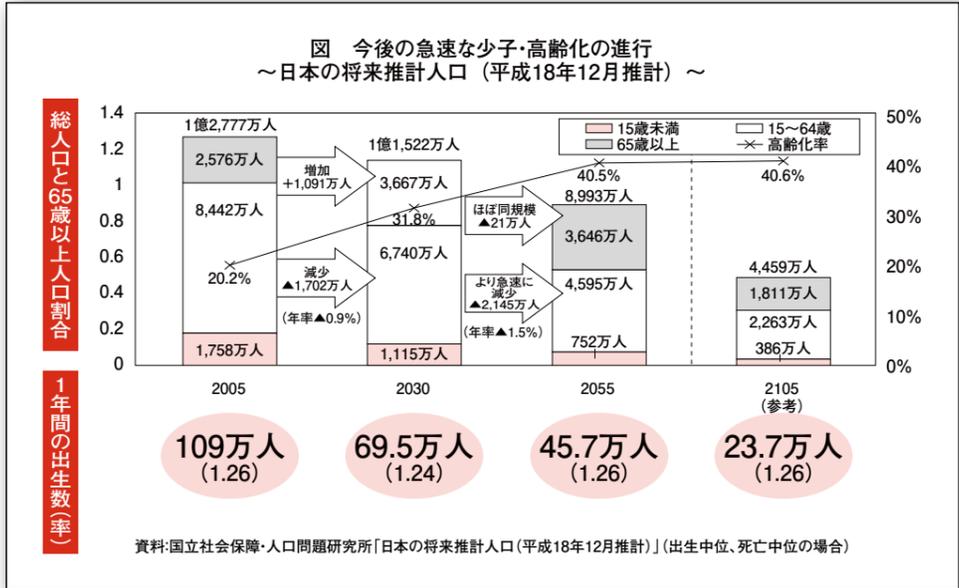


表2 保育計画を策定する市区町村 (50人以上)

(平成21年4月1日現在)

都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
		人				人	
1	神奈川県 横浜市	1,290	583	63	東京都 稲城市	99	52
2	神奈川県 川崎市	713	130	64	千葉県 浦安市	96	△6
3	宮城県 仙台市	620	△120	64	東京都 小平市	96	39
4	東京都 世田谷区	613	278	64	東京都 東久留米市	96	28
5	大阪府 大阪市	608	△88	64	沖縄県 読谷村	96	7
6	愛知県 名古屋市	595	167	68	滋賀県 大津市	95	△1
7	兵庫県 神戸市	483	△4	69	千葉県 船橋市	94	43
8	東京都 板橋区	481	245	70	東京都 立川市	93	△33
9	福岡県 福岡市	473	170	70	沖縄県 南城市	93	38
10	東京都 八王子市	453	122	72	広島県 広島市	90	53
11	神奈川県 相模原市	439	134	73	東京都 北区	88	39
12	東京都 練馬区	429	175	73	神奈川県 大和市	88	42
13	東京都 足立区	418	213	73	沖縄県 西原町	88	46
14	東京都 町田市	417	183	76	東京都 文京区	86	△38
15	北海道 札幌市	402	131	77	大阪府 吹田市	84	1
16	鹿児島県 鹿児島市	359	163	78	東京都 東大和市	82	38
17	大阪府 堺市	345	34	79	東京都 武蔵野市	79	5
18	千葉県 千葉市	318	△17	80	東京都 渋谷区	78	49
19	東京都 大田区	314	72	80	大阪府 高槻市	78	2
20	東京都 江東区	312	93	82	京都府 宇治市	77	32
21	東京都 府中市	301	113	83	茨城県 ひたちなか市	76	76
22	東京都 港区	263	95	83	埼玉県 新座市	76	△22
23	大阪府 東大阪市	246	90	85	東京都 狛江市	75	34
24	東京都 江戸川区	238	36	86	熊本県 合志市	71	59
25	沖縄県 宜野湾市	235	△4	87	東京都 新宿区	70	10
26	千葉県 市川市	227	84	87	長崎県 長崎市	70	△4
27	沖縄県 沖縄市	223	△33	89	宮城県 富谷町	66	19
28	兵庫県 西宮市	223	89	90	奈良県 奈良市	65	△61
29	北海道 旭川市	222	△1	91	埼玉県 和光市	64	35
30	東京都 調布市	221	17	92	千葉県 流山市	63	15
31	東京都 墨田区	218	31	93	東京都 葛飾区	62	14
32	沖縄県 那覇市	203	△27	93	兵庫県 宝塚市	62	4
33	山形県 山形市	198	△1	95	島根県 松江市	62	14
34	沖縄県 浦添市	197	△37	96	沖縄県 北谷町	61	△8
35	東京都 三鷹市	192	58	97	東京都 武蔵村山市	57	△3
36	東京都 中野区	190	46	97	滋賀県 長浜市	57	11
37	京都府 京都市	180	81	99	埼玉県 上尾市	56	22
38	埼玉県 さいたま市	177	△42	100	埼玉県 春日部市	54	17
39	東京都 多摩市	176	64	101	滋賀県 甲賀市	51	40
40	沖縄県 糸満市	174	50				
41	埼玉県 川越市	173	65		50人～99人 小計	2,994	708
42	秋田県 秋田市	155	33		50人～99人、100人以上 合計	20,280	4,990
43	東京都 東村山市	147	26				
44	東京都 目黒区	144	38				
44	神奈川県 藤沢市	144	106				
46	神奈川県 茅ヶ崎市	143	42				
47	茨城県 水戸市	140	83				
48	東京都 杉並区	137	49				
49	東京都 日野市	136	38				
50	東京都 西東京市	134	△18				
51	静岡県 浜松市	134	39				
52	埼玉県 所沢市	132	44				
53	東京都 中央区	132	83				
54	沖縄県 うるま市	127	△13				
55	埼玉県 川口市	123	53				
55	東京都 品川区	123	8				
57	東京都 豊島区	122	64				
57	千葉県 柏市	122	79				
59	東京都 小金井市	117	30				
60	千葉県 市原市	114	66				
61	東京都 国分寺市	101	31				
62	宮城県 大崎市	100	△37				
	100人以上 小計	17,286	4,282				

子どもを育てながら働く親がますます増えていくに違いない。保育は医療、介護と並ぶ国内ではまれな成長産業である。

サービスを拡充し待機児童を解消すれば出生率は回復軌道に乗るが、産科の確保を含め対策を怠ると再び転落する。出生率回復の鍵

は、子ども手当、保育制度改革、自治体とりわけ首長の意識にかかっているとと言っても過言ではない。

育所の費用が一般財源化されたため公立保育所の民営化が進み、前年4月の施設数は公立1万1328、私立1万1581と公私が逆転した。私立の運営費負担もある。自治体や保育所がサービス拡充に消極的なもう一つの理由は、将来的に供給過剰になる

と思込んでいるからだ。人口推計(中位)では、出生数が平成18年の109万人から平成42年の69・5万人に減るが、実績を見ると、出生数・率とも高位推計を上回っている。高位は平成42年に86・4万人で、中位の1・24

倍。しかも新待機児童ゼロ作戦で保育サービス(3歳未満)の提供割合を現状の20%から10年後に38%と2倍近くに、3～5歳も40%から56%へ引き上げる計画だ。その上不況で利用希望者はさらに増え、景気が回復しても子



表1 主要国の児童手当、税制による子育て支援の比較

	イギリス	スウェーデン	ドイツ	フランス	アメリカ	日本
支給対象	・16歳未満の児童(全日制教育又は無報酬の就労訓練を受けている場合は20歳未満) ・第1子から	・16歳未満の児童(多子割増手当については16歳以上20歳未満の学生も支給対象) ・第1子から	・18歳未満の児童(失業者は21歳未満、学生は27歳未満) ・第1子から	・20歳未満の児童 ・第2子から	・18歳未満の児童(失業者は21歳未満、学生は27歳未満) ・第1子から	・小学校修了までの児童 ・第1子から
児童手当(2007年)	・第1子週£18.10(月額換算約1.7万円) ・第2子以降 週£12.10(月額換算約1.2万円)	・子1人当たりSEK1,050(約1.7万円) ・多子割増手当 2人SEK100(約0.2万円) 3人SEK454(約0.7万円) 4人SEK1,314(約2.1万円) 5人SEK2,363(約3.8万円)	・第3子まで154€(約2.3万円) ・第4子以降179€(約2.7万円)	・第2子119.13€(約1.8万円)、第3子以降152.62€(約2.3万円) ・11歳以上の児童には加算(11～15歳33.51€(約0.5万円)、16歳以上59.57€(約0.9万円))	・3歳まで月10,000円 ・3歳～小学校卒業 ・第2子まで月5,000円 ・第3子以降月10,000円	・3歳まで月10,000円 ・3歳～小学校卒業 ・第2子まで月5,000円 ・第3子以降月10,000円
所得制限	なし	なし	なし(ただし、所得が大きい場合は税の控除が適用)	なし	なし	非被用者780万円未満、被用者860万円未満(夫婦、子2人の世帯)
財源	・全額国庫負担	・全額国庫負担	・全額公費負担(連邦政府74%、州政府及び自治体26%)	・事業主拠出金(拠出金率5.4%)と一般福祉税(CSG、年金や医療保険充当分を合わせ税率7.5%)	・児童税控除 17歳以下の扶養児童1人当たり1,000\$ (約11,700円)の税額控除(夫婦の所得が110,000\$ (約1,287万円)までの世帯、それ以上の場合は控除額が所得に応じて減額) ・扶養家族課税控除 扶養家族1人当たり3,100\$ (約36万円)の所得控除	・国、地方公共団体及び事業主拠出金(拠出金率0.13%)
とらわれている措置	・児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる子どもを養育する家庭に対し、最大、1家庭当たり£545(12.0万円)及び児童一人当たり£1,845(40.6万円)を税額控除(所得額が増加すると控除額は減少し、£58,000(約1,276万円)を超えると適用がなくなる。)	なし	・児童扶養控除 扶養する児童1人当たり5,808€(約86.5万円)の税額控除(両親がいる場合)。児童手当よりも控除額が大きくなる場合に適用。(児童手当は一旦全員に支給され、児童扶養控除の適用については税の申告時に精算される。)	・n分n乗方式により、子どもの多い世帯ほど税負担が軽減(1946年より導入)	・児童税控除 17歳以下の扶養児童1人当たり1,000\$ (約11,700円)の税額控除(夫婦の所得が110,000\$ (約1,287万円)までの世帯、それ以上の場合は控除額が所得に応じて減額) ・扶養家族課税控除 扶養家族1人当たり3,100\$ (約36万円)の所得控除	・扶養控除 扶養家族1人当たり38万円(所得税)、33万円(住民税)が所得控除。(16～23歳の扶養家族については25万円控除額が増し)
児童手当と税制との関係、経緯	・1975年に児童手当と児童扶養控除を一元化し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から) ・その後、新たに児童税額控除制度が創設(児童手当制度と併存)	・1948年にそれまでの児童扶養控除を廃止し、児童手当制度を創設(児童手当制度に一本化)	・1995年に児童手当と児童扶養控除の選択制を導入、額も引上げられて、1975年に児童扶養控除を廃止し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から)したが、1983年に児童扶養控除が復活	・n分n乗方式は、1946年に財政法により導入(家族手当制度と併存)	・児童税控除は2002年までは500\$であったが、2003年に1,000\$に引き上げられ、2004年に適用期限が2010年まで延長された。	・児童手当制度と扶養控除制度は併存

(注)換算レートは、1ドル(\$)=117円、1ユーロ(€)=149円、1ポンド(£)=220円、1スウェーデンクローネ(SEK)=16円(平成19年1～6月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)

# 日本の少子化対策の現状と課題 —フランスの家族政策からの提言—

日本大学法学部教授 神尾真知子



## 日本の少子化対策の展開

日本の少子化対策は、平成2年のいわゆる1・57ショックから始まった。これまでの少子化対策の展開を分析すると、3つの時期に分けられる(図1参照)。

- ①平成2年から平成10年にかけての形成期は、少子化対策という政策概念が登場せず、少子化に関連する諸施策が実施されていた時期である。
- ②平成11年から平成13年にかけての確立期は、少子化対策という政策概念が確立し、平成11年の少子化対策推進基本方針に基づき、少子化対策が実施された時期である。
- ③平成14年以降の展開期は、平成14年の少子化対策プラスワンに始まり、少子化対策の範囲と主体が拡大した時期であり、少子化対策「少子化対策の展開と論点」国立国会図書館調査及び立法考査局総合調査「少子化・高齢化とその対応」参照。現在の少子化対策の特色

## 少子化対策とは何か

少子化対策には、2つの側面がある。一つは、少子化がもたらしている影響に対する対策である。例えば、労働力減少を緩和するために若者、女性、高齢者などの労働市場政策を参考にしている。

## 地方自治体の少子化対策の取り組み

少子化対策という用語が取り上げられがちであるが、同時に前者の少子化対策も意識し、両面からの対策を抜かりなく行うことが必要である。

特殊出生率が上昇することは望ましいとしても、それだけで少子化対策の成果を図ることは適切ではない。なぜなら、少子化対策には2つの側面があるからである。従って、何をもちって成功した少子化対策といえるのかは難しい問題である。また、ある市区町村の出生率が高いことの要因には、少子化対策だけではなく、若年人口の地域間移動、家族関係、地域社会の在り方なども影響を与えており、複雑である。

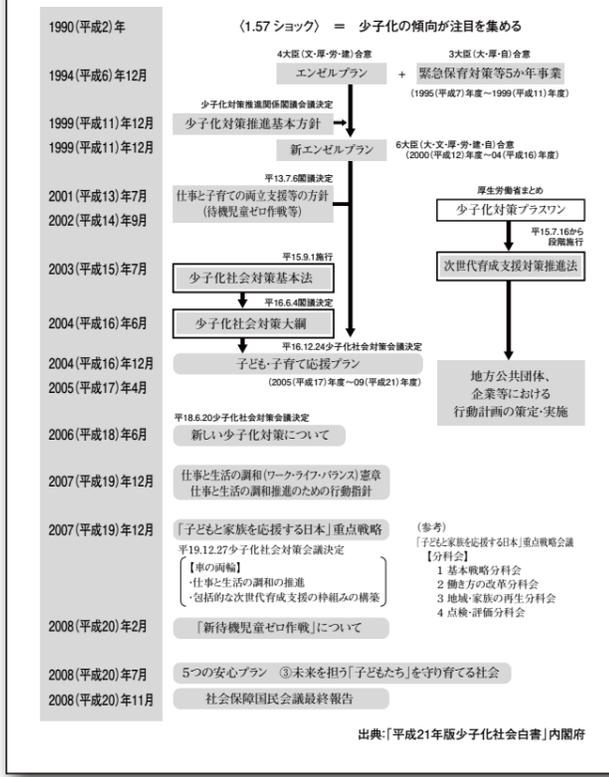
「次世代育成支援が地域出生力に及ぼす影響」平成19年度児童関連サーベイ調査研究等事業報告書、財団法人こども未来財団、平成20年2月)によると、近年出生率が上昇して

いる自治体では、多くの場合、若年有配偶者人口の増加が観察された。その背景には、豊富な就業機会、若年夫婦にとって入手可能な住宅の供給、地域住民がまちづくりに参画できる仕組み、住民のニーズを的確に把握し有効な施策を実施する行政力など、複数の条件が同時に存在する。次世代関連支援をはじめとする少子化関連施策が、地域における出生率回復のための重要な役割を担っている。ただし、これまでの少子化関連施策が出生率を回復させるための必要条件の一つではあるものの、必ずしも十分条件ではない。実際に出生率が上昇している自治体では、そのほかの地域固有の課題を解決するためのさまざまな取り組みを同時に行っている。

## フランスの家族政策の取組み

フランスの出生率が2・02となり、欧州第1となったフランスは、日本政府が注目する国である。最近児童福祉法が改正され、いわゆる保育ママを保育所における保育を補完するものとして法律上位置付けたのは、フランスの出生率の向上に貢献

図1 日本の少子化対策の経緯



# 遊びを通して子どもをばぐくむ 子どもの視点から見た子育て支援

東根市長 土田正剛



## 日本一の生産量を誇る さくらんぼのまちだわったまちびくり

東根市は、山形県内陸部に広がる村山盆地の中央に位置する人口4万6千人のまちである。東北唯一の政令市である仙台市に隣接し、山形空港、山形新幹線さくらんぼ東根駅、東北中央自動車道東根ICが集積する高速交通網の要衝となっている。

本市は、さくらんぼの王様「佐藤錦」発祥の地であり、さくらんぼ生産量日本一（国内生産量の約20%を占める。）を誇っている。日本一のさくらんぼを全国に発信するため、平成11年に全国で初めてくだもの名前を冠した「さくらんぼ東根駅」を開設するなど、さくらんぼにこだわったまちづくりを進めてきたところである。平成14年から開催している「果樹王国ひがしねさくらんぼマラソン大会」は、真っ赤に実るさくらんぼを眺めながら走る爽快さと、市民ボランティアによる手づくりの大会運営が好評である。第8回目となった今年の

## 日本の少子化対策の課題

フランスの家族政策と比較すると、日本の少子化対策は現金給付および保育サービスの提供において不十分であることが分かる。少子化対策として何をなすべきか明らかであるが、それには財源の問題が生ずる。低成長で税収増が望めない中、財源を作るためには、これまでの政策の見直しが必要になってくる。少子化対策に財源を回せば、これまでの政策の恩恵を受けられなくなる層が出てくる。当然反発も出てくる。そこで必要なのが国民的議論である。日本の少子化対策は政府主導で行われてきたため、人々は「少子化」と

いう言葉は知っていても、子どもを育てることを私的なものととらえるのか、それとも社会的に支えるべきものととらえるのかについて、十分議論し、社会的な合意を得ていない。また、ワーク・ライフ・バランスの推進に見られるように、少子化対策の主体として位置付けられた企業に対する働き掛けが重要である。地方自治体は、その自治体の住民の抱えるニーズを的確に把握することが大切である。少子化対策は、それだけで成功する政策ではないので、住みやすく生活しやすいまちづくりという総合的な政策を進めながら、ニーズに対応した重点的な政策を執行していくことが効果的である。

図2 フランスの子育て支援と選択の自由

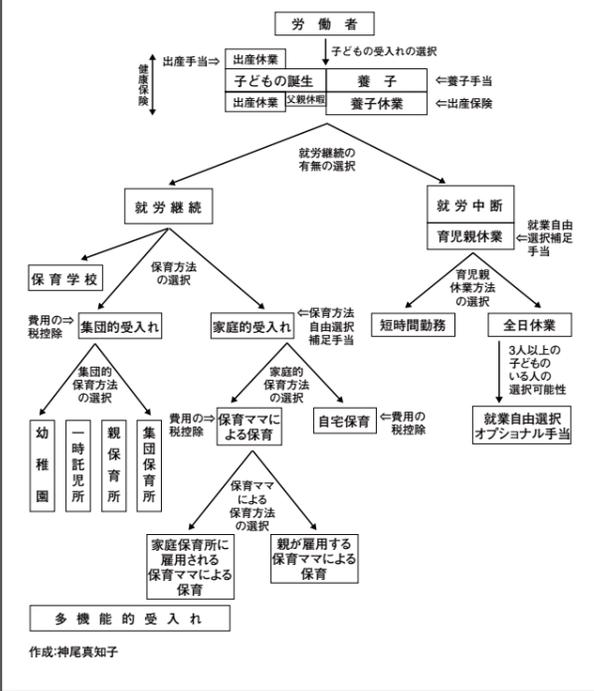
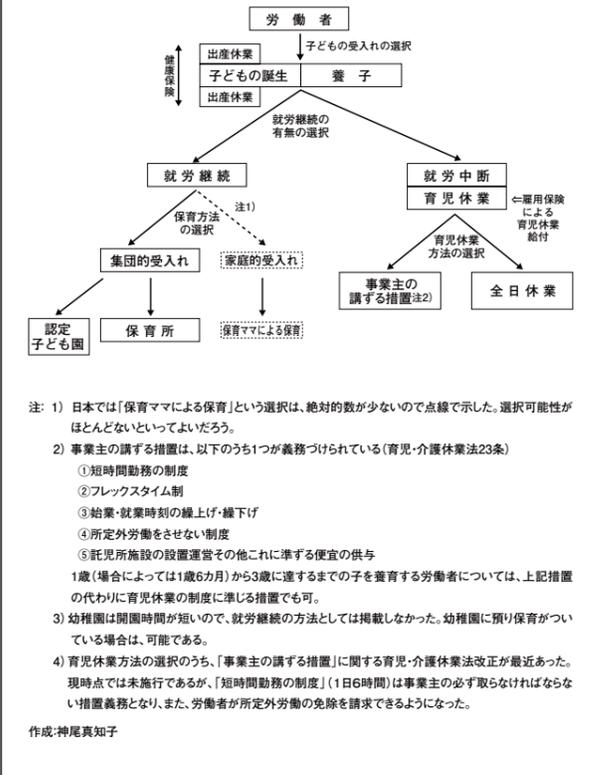


図3 日本の子育て支援と選択の自由



注: 1) 日本では「保育ママによる保育」という選択は、絶対的数が少ないので点線で示した。選択可能性がほとんどないといふようである。  
2) 事業主の講ずる措置は、以下のうち1つが義務づけられている(育児・介護休業法23条)  
①短時間勤務の制度  
②フレックスタイム制  
③始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ  
④所定外労働をさせない制度  
⑤託児所施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与  
1歳(場合によっては1歳6カ月)から3歳に達するまでの子を養育する労働者については、上記措置の代わりに育児休業の制度に準じる措置でも可。  
3) 幼稚園は開園時間が短いので、就労継続の方法としては掲載しなかった。幼稚園に預り保育がついている場合は、可能である。  
4) 育児休業方法の選択のうち、「事業主の講ずる措置」に関する育児・介護休業法改正が最近あった。現時点では未施行であるが、「短時間勤務の制度」(1日6時間)は事業主の必ず取らなければならない措置義務となり、また、労働者が所定外労働の免除を請求できるようになった。

## 全国の市で初の 「こつけい子育て支援大賞」受賞

全国的に少子高齢化を伴う人口減少が顕在化しているが、本市は、「子育てするなら東根市」をキャッチフレーズに取り組んできた子育て支援施策などが功を奏し、県内の自治体で唯一人口が増加している。

平成17年4月にオープンした「さくらんぼタントクルセンター」を拠点とした子育て支援の取り組みと、子育てに要する経済的負担の軽減を図る「子育て応援5つ星事業」が高く評価され、昨年、全国の市で初めて日本経済新聞社主催「こつけい子育て支援大賞」を受賞したところである。

## 子育て支援の拠点施設 「さくらんぼタントクルセンター」

「さくらんぼタントクルセンター」には、子

育て健康課をはじめ、総合健診室、休日診療所、会議室、視聴覚室、調理実習室、子育て支援センター、屋内遊戯施設・けやきホール、500人収容のホール、保育所(定員150名)を配置したところである。

「タント」とは、イタリア語(tanto)で「たくさん」という意味である。「たくさんの人に来て欲しい。」という願いを込めて名付けたタントクルセンターは、開館からわずか3年足らずで入館者100万人を突破した。

また、皇太子殿下や猪口元少子化担当大臣が視察されたこともあり、全国から行政視察が後を絶たない状況である。タントクルセンターの管理運営は市内のNPO法人に委託しているが、連日のようにソフト事業が展開されるなど、多彩な人材の専門的なノウハウが管理運営の随所に生かされており、リピーターを生む最大の要因となっている。



さくらんぼtantokulセンター内の遊戯施設で伸び伸びと遊ぶ子どもたち

現在の「子育て応援5つ星事業」の多くは、国・県の制度拡充によって対応されるようになり特色が薄れたため、来年度に向けて、既存の取り組みを拡充した「新子育て応援5つ星事業」創設を検討して

### みんなが築く明日のひがしね「子どもの遊び場」を整備

行政は民間企業と異なり、効率のみを追求すればいいというものではない。行財政改革や創意工夫によって生み出した経費は、積極的に市民サービスの向上に充てている。

さまざまな子育て支援事業を横断的に組み合わせた独自の取り組みは、子育て世帯の転入や人口増加に大きく寄与している。また、平成20年における本市の合計特殊出生率は1・70（平成19年は1・66）に上昇し、県内13市で最も高くなった。

行政は民間企業と異なり、効率のみを追求すればいいというものではない。行財政改革や創意工夫によって生み出した経費は、積極的に市民サービスの向上に充てている。

市民ニーズを的確にとらえ、将来の展望を踏まえた取り組みが求められている。今後も、市民の英知を結集し、安心して子育てすることができ環境づくりを推進していきたい。大幅な人口減少が予想され、大きな成長は望めない状況となっているが、知恵をしぼり工夫を重ね、少子化という壁に敢然と立ち向かっていく覚悟である。

行政を取り巻く環境は常に変化しており、市民ニーズを的確にとらえ、将来の展望を踏まえた取り組みが求められている。今後も、市民の英知を結集し、安心して子育てすることができ環境づくりを推進していきたい。大幅な人口減少が予想され、大きな成長は望めない状況となっているが、知恵をしぼり工夫を重ね、少子化という壁に敢然と立ち向かっていく覚悟である。

行政は民間企業と異なり、効率のみを追求すればいいというものではない。行財政改革や創意工夫によって生み出した経費は、積極的に市民サービスの向上に充てている。

行政は民間企業と異なり、効率のみを追求すればいいというものではない。行財政改革や創意工夫によって生み出した経費は、積極的に市民サービスの向上に充てている。

おりである。

- (1) 妊産婦健診費用の助成（通常14回必要な検診の7回分の経費を助成）
- (2) 乳幼児を対象に休日保育を実施（県内

一の低料金で休日保育）

- (3) 未就学児の医療費を無料化
- (4) 小学生の入院医療費を無料化（母子家庭と同様に18歳まで医療費負担を軽減）
- (5) 父子家庭の医療費を無料化（母子家庭と同様に18歳まで医療費負担を軽減）



子どもの冒険心をはぐくむ「けやきホール」

「多少のけがはお持ち帰りを！」  
「冒険心をはぐくむ」「けやきホール」  
昔は、子どもたちが大勢で遊ぶ姿が、そこかしこに見られたものである。遊びやけんかを通して、人の痛みを知り、先輩を尊ぶ心や後輩を思いやる心が育てられたのではないだろうか。また、社会的なルールや礼儀も、こ

うした中で自然と身につけたのではないかと  
思う。  
「けやきホール」は、たくましい昔の子どもたちの遊びを、現代の子どもたちに少しでも体験させたい。遊びを通して、子どもたちの豊かな人間性をはぐくみたいという思いで整備したものである。  
けやきホールの屋内遊具は東北一の規模を

誇り、国の特別天然記念物に指定されている「日本一の大ケヤキ」樹齢1500年以上、幹の太さ16m、直径5m、高さ28m）をモチーフに、子どもたちの創造性、協調性、冒険心などをはぐくむことを意図して設計されたものである。けやきホール運営の理念は、「多少のけがはお持ち帰りを！」である。単純な遊具と異なり、年齢によって何回でもチャレンジできる飽きない構造で、時には遊んでいるうちに軽いけがをすることもあるようである。しかし、仲間に励まされ泣きべそをかきながらも遊びの輪の中に戻っていく子どもの姿を見ると、まさにわが意を得たりの心境である。

### 行革で節減した財源を子育て支援へ「子育て応援5つ星事業」

少子化に歯止めをかけ、地域社会の活力を維持していくためには、子どもを安心して生み育てられる環境を整備しなければならぬ。

本市は、平成20年度から、さくらんぼtantokulセンターに併設した「ひがしね保育所」の運営を民間企業に委託して節減される経費を活用し、「子育て応援5つ星事業」を実施しているところである。事業の概要は、次のと

# 少子化対策としての ファミリーサポートセンター事業

榎原市長 森下 豊



## 榎原市の少子高齢化状況

榎原市は昭和31年市制施行以来、奈良県の中南和地域の中核的な市として順調な発展をしてきた。

市制施行時の人口は3万8560人であったが現在は12万5495人(平成21年10月1日現在)である。特に、市の南西部においてニュータウンの開発が実施されてからは、大都市大阪のベッドタウンとしての機能を期待され、人口は急激な伸びを見た。ここ数年の人口は12万5600人前後を微増、微減を繰り返している。

しかし、別表1から明らかのように、本市でも急激な少子化が進んでいる。高齢化率も平成20年度で21・1%を示している。市域はほとんどが平野部であることから、いわゆる「限界集落」というような地域は存在しないが、少子高齢社会への道を歩みつつあるのは間違いない。

よって、少子化対策は喫緊の課題であり、事業趣旨の周知に努めるしか対策はない。極端なことを言えば、事業を始めたは良いが援助会員の登録0人という事態も予想された。有償とはいえ、ボランティア活動の色合いが濃い。しかし、杞憂であった。わが榎原市民の意識は、当方の予測を越えて高かったのである。平成21年8月末現在の登録会員数151人のうち、援助会員29人、両方会員(依頼もするが援助もする会員)36人を合わせると65人の登録があり、需要に対応できている現状である。



ファミリーサポートセンターの会員登録を兼ねた説明会

本市もさまざまな対策を講じてきており、現在も有効な方策を模索しているところである。

## ファミリーサポートセンター事業について

少子化対策としての「子育て支援事業」にはさまざまな事業があるが、今回は本市が平成20年5月より実施している「ファミリーサポートセンター事業」について述べたいと思う。

- (1) 既存の「子育て支援事業(制度)」に比べて柔軟な運営が可能。
- (2) 行政側の財政的負担が少ない。
- (3) 市民に参加(協働)意識を持ってもらえる。

以上の条件を満たす「子育て支援策」として「ファミリーサポートセンター事業」を企画するに至った。

既知のことであろうが、ここで当事業について概略説明すると、「子育ての援助を受けたい人(依頼会員)」と援助をしたい人(援助会員)が、それぞれ会員となり、市に登録し、市のアドバイス、調整を受けながら、相互に

②については、事業開始の直前まで担当部局内でも議論の分かれた点である。

当初、3カ月児から中学校入学以前までの対象とすべきとの案もあったが、援助会員の負担、児童の安全面などを検討した結果、1歳児からとした。

③については、登録前の説明会、講習会の内容の充実と、依頼会員・援助会員両者の事前打ち合わせの義務化および依頼会員の確認を受けたセンターあての活動報告書提出の義務化など、種々の方策を講じた。現時点での依頼会員、援助会員双方から苦情は寄せられていない。

④については、援助会員への講習受講の義務化と講習内容の安全・衛生面の充実を図ることとした。当然のことであるが、万が一に備えて「ファミリーサポート保険」に加入済みである。現時点で事故の発生は0である。平成20年5月から21年9月までの事業実績については、別表2のとおりである。

なお、依頼会員からは「大変助かった」「感謝している」、また援助会員からは「感謝された大きな喜びを感じた」「やりがいを感じた」などの声がセンターに寄せられていて、事業は順調に進んでいると考えている。

## 今後の課題と展望

以上、本市の「ファミリーサポートセンター事業」の現在までの概要について述べたが、今後の課題と展望を以下に記したいと思う。

助け合っていく事業」となる。その援助の内容は

- (ア) 保育施設への送迎
- (イ) 保育施設の保育開始時までの預かり
- (ウ) 保育施設の保育終了後の預かり
- (エ) 放課後児童クラブ終了後の預かり
- (オ) 学校の放課後の預かり
- (カ) 終日の預かり(ただし、最長午前7時から午後8時まで)
- (キ) その他

なお、援助回数については、現時点では制限を設けていないが、長期・継続的な利用は想定していない。

事業を発足させるにおいて特に苦慮した点は、次の4点であった。

- ① 援助会員の不足
  - ② 対象児童年齢の決定
  - ③ 依頼会員、援助会員の信頼関係の醸成
  - ④ 事故の発生
- ①については、一番苦慮した点であった。

就学前の児童を対象とする子育て支援策の大きな柱は、保育所事業、幼稚園事業である。これらの事業の拡充については、延長保育、一時保育、病児病後児保育、預かり保育などの施策を本市でも実施しているところである。しかしながら、行政が主体となる施策・制度は柔軟運営に限界がある上、提供するサービス内容も限定されたものとならざるを得ないし、利用する市民の側にも制約が多い。また、行政にとって財政的負担は小さくはない。

そこで、繰り返しになるが、行政が既存の施策・制度で対応しきれない部分での子育て支援策として「ファミリーサポートセンター事業」は理にかなった施策の一つであると判断した。

当事業の課題としては、会員数の増員、とりわけ援助会員の増員であり、そして事業の趣旨―「信頼関係を基礎とした会員相互の助け合いのための事業であり組織である」―の周知徹底を図り会員の意識レベルの維持、向上を図ることである。

依頼会員の増員は、比較的容易であろうと思われる。それに比して、援助会員の増員は困難が予想される。まして、多くの会員の意識レベルの維持、向上を図ることは困難が多い。初めにも述べたように、当該事業の成否は、会員意識の在り方にかかっている、と言っても過言ではない。幸い現時点までは、本市の市民の当該事業にかかる意識は期待以上に高かったのであるが、増員を図った上

表1 榿原市0～5歳児の人口推移

年次	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	幼児計	増減率	榿原市人口
昭和50年	1,806	2,116	2,144	2,141	2,074	1,998	12,279		90,666
55年	1,532	1,570	1,807	1,788	1,992	1,931	10,620	-13.5%	106,089
60年	1,367	1,446	1,423	1,443	1,439	1,520	8,638	-18.7%	112,302
平成元年	1,289	1,290	1,277	1,312	1,322	1,480	7,970	-7.7%	114,622
2年	1,223	1,298	1,293	1,262	1,304	1,321	7,701	-3.4%	115,413
3年	1,199	1,226	1,299	1,320	1,275	1,319	7,638	-0.8%	116,246
4年	1,242	1,215	1,220	1,322	1,327	1,296	7,622	-0.2%	117,276
5年	1,312	1,271	1,221	1,225	1,333	1,337	7,699	1.0%	118,574
6年	1,277	1,328	1,297	1,228	1,267	1,333	7,730	0.4%	120,343
7年	1,420	1,297	1,362	1,293	1,264	1,293	7,929	2.6%	121,962
8年	1,368	1,422	1,324	1,392	1,304	1,272	8,082	1.9%	123,377
9年	1,364	1,384	1,420	1,327	1,404	1,289	8,188	1.3%	124,406
10年	1,431	1,344	1,365	1,412	1,284	1,376	8,212	0.3%	124,845
11年	1,360	1,445	1,325	1,355	1,391	1,280	8,156	-0.7%	124,931
12年	1,367	1,387	1,398	1,314	1,338	1,370	8,174	0.2%	125,174
13年	1,293	1,355	1,341	1,372	1,300	1,321	7,982	-2.3%	125,365
14年	1,280	1,292	1,355	1,338	1,362	1,292	7,919	-0.8%	125,604
15年	1,255	1,279	1,267	1,339	1,302	1,338	7,780	-1.8%	125,678
16年	1,205	1,263	1,265	1,241	1,339	1,295	7,608	-2.2%	125,968
17年	1,129	1,194	1,270	1,237	1,233	1,330	7,393	-2.8%	125,533
18年	1,123	1,162	1,181	1,244	1,239	1,223	7,172	-3.0%	125,728
19年	1,134	1,149	1,144	1,187	1,223	1,238	7,075	-1.4%	125,608
20年	1,115	1,147	1,124	1,118	1,173	1,206	6,883	-2.7%	125,728

表2 ファミリー・サポート・センターの活動内容及び件数

●平成20年度(5月開始～3月) (件)

活動種別	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保育施設の保育終了後、預かる	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6
保育施設までの迎えとその後、預かる	0	1	2	0	1	1	2	0	2	0	4	13
小学校から保育施設までの送迎	0	0	0	0	9	14	14	13	15	14	13	92
保育施設から家までの送迎	0	0	0	0	0	1	0	1	4	1	1	8
預かる	0	0	0	0	0	2	2	6	3	5	12	30
家へ迎えに行って病院へ連れていき家まで送り届ける	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計	0	5	4	0	10	18	18	20	24	21	30	150

●平成21年度(4月～9月) (件)

活動種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
保育施設の保育終了後、預かる	0	0	0	1	0	0	1
保育施設までの迎えとその後、預かる	14	1	0	4	0	1	20
保育施設から家までの送迎	1	0	2	5	0	0	8
預かる	18	5	1	5	2	1	32
家へ迎えに行って病院へ連れていき家まで送り届ける	0	0	1	0	0	0	1
計	33	6	4	15	2	2	62

で、今後もこのレベルを維持・向上させていかなければならない。  
その方策としては、説明会、講習会の質・量ともの充実を図ることを計画している。また、既に「ファミリーサポートセンター事業」に対するQ&Aなる冊子を作成して、事業

の啓蒙・啓発に努めるとともに、会員の行動マニュアルとしても活用している。今後、活動後の依頼会員、援助会員からの生の声をきめ細かく拾い上げ、当該冊子の内容をより充実したものにしていきたい。  
当該事業に対する需要量は、相当大きい

ものと推測される。事業のさらなる啓発に努め、将来は会員が全市的に網羅されることによって、同じ地域内において気軽に「お願ひしましす」「いいですよー」と依頼と援助が活発に行われる、柔軟で利用しやすい事業に発展させて行きたいと考えている。